

# ◆新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免申請について（フローチャート）◆

当減免は、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付困難な状況に陥った主たる生計維持者（世帯主）に対する減免措置です。  
 主たる生計維持者について、下記のチャートを確認した結果、「申請条件○」に該当した場合は、減免となることがあります。（「申請条件○」であっても、必ず減免となるわけではありません。）  
 「申請条件×」の方は、不足している書類が用意できてから申請してください。

## スタート

→はい・①・②・③ →いいえ

新型コロナウイルス感染症の影響により、

- ① 令和4年度中に死亡又は重篤な傷病※を負った  
※1か月以上の治療を有するなど著しく症状が重い場合のこと
- ② ★令和3年中と令和4年中の事業、不動産、山林、給与と収入を収入ごとに比較して、いずれかが30%以上減少している★
- ③ ①と②に該当しない

非該当

死亡又は重篤な傷病を負ったことを証明する医療機関が発行した診断書等がある、又は用意できる

申請条件○

申請条件×

## 【申請期限】

令和5年3月31日(消印有効)

### 【お問い合わせ先】

〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号  
 市川市役所 国民健康保険課 保険税担当  
 電話番号：047-712-8534（直通）

新型コロナウイルス感染症の影響により廃業又は失業している

- ① 事業廃止
- ② 失業

離職日時時点の年齢が65歳未満かつ雇用保険に加入していた

雇用保険受給資格者証を取得済み又はその予定

雇用保険受給資格者証にある離職理由が「11,12,21,22,23,31,32,33,34」のいずれかに該当

- ① ハローワークへ未相談（傷病の回復後に行く予定の方を含む）
- ② ハローワークへ相談したが、雇用保険受給資格者証を取得できない事情がある

非該当

ただし、非自発的失業者の軽減適用となる場合があります  
 別途ご相談ください

コロナウイルス感染症の影響により事業を廃止したことを証明する書類がある又は用意できる

申請条件×

離職票にある離職理由が「1A,1B,2A,2B,2C,3A,3B,3C,3D」のいずれかに該当

- ① 自己都合退職
- ② コロナウイルス感染症の影響による会社都合退職

非該当

★令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下である★

★令和3年中の合計所得金額のうち収入減少の影響を受けた所得以外の所得金額が400万円以下である★

収入減少の影響を受けた所得の令和3年中の所得金額は、0円又はマイナスではない

★印の3条件を満たしていることを証明する令和3年分と令和4年分の確定申告書一式、又は源泉徴収票（複数箇所勤務の場合はすべて）がある、又は用意できる

申請条件○

申請条件×

コロナウイルス感染症の影響による会社都合退職であることを証明する会社が発行した書類がある、又は用意できる

申請条件×

非該当